

平成 26 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート **新築又は取得用** **一面**

このチェックシートは、平成 26 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	はい	いいえ
2	あなたは、平成 6 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	はい
4	平成 27 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 27 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	はい	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は <u>50 m²以上</u> で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 m ² 以下）がありますのでご注意ください。	はい	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 二面 の「No. 4・5・6・8」の②の書類により証明されたもの	はい	いいえ
7	【6で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成 26 年 4 月 1 日以後ですか。	はい	いいえ
8	【6で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、建築後使用されたことのあるもので、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき 二面 の「No. 4・5・6・8」の③の申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、かつ、平成 27 年 3 月 15 日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき 二面 の「No. 4・5・6・8」の③の証明書等により証明がされたものですか。	はい	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか(注)。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと。	はい	いいえ
10	あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。(居住していない場合には、平成 27 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)	はい	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

この添付書類一覧は、平成 26 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～10」は、**一面**の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本などで、次の内容を証する書類	<input type="checkbox"/>
2	① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の新築に係る工事の請負契約書の写しや売買契約書の写しなど、新築に係る契約又は取得の相手方（新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 (注) 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

【平成 27 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】		【平成 27 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】																
4	① 登記事項証明書 (注) 1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その土地等に関する登記事項証明書も併せて提出してください。	① 新築に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>															
5	② 次に掲げるいずれかの書類（取得した家屋が、 一面 の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。）	② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限り。）																
6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>耐震基準適合証明書</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>b</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	a	耐震基準適合証明書			b	建設住宅性能評価書の写し			c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類			③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記①の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類				
a	耐震基準適合証明書																	
b	建設住宅性能評価書の写し																	
c	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																	
8	<p>(注) 1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り。</p> <p>2 「建設住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限り。</p> <p>3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、その保険契約がその家屋の取得の前日 2 年以内に締結されたものに限り。</p> <p>③ 次に掲げるいずれかの申請書等の写し（住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき申請をしたことを証する書類）及びその申請書等に応じた証明書等（取得した家屋が、一面の「6」の住宅用の家屋に該当しない場合に必要となります。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請書等</th> <th>証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>建築物の耐震改修の計画の認定申請書</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>耐震基準適合証明申請書（仮申請書）</td> <td>耐震基準適合証明書</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>建設住宅性能評価申請書（仮申請書）</td> <td>建設住宅性能評価書の写し</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書</td> <td>既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 申請書等は、住宅用の家屋の取得の日までに行った申請に係るものに限り。</p> <p>2 証明書等は、平成 27 年 3 月 15 日までに耐震基準に適合することとなった住宅用の家屋に係るものに限り。</p> <p>3 「建設住宅性能評価書の写し」は、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限り。</p>		申請書等	証明書等	a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書	b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書	c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し	d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類		
	申請書等	証明書等																
a	建築物の耐震改修の計画の認定申請書	耐震基準適合証明書																
b	耐震基準適合証明申請書（仮申請書）	耐震基準適合証明書																
c	建設住宅性能評価申請書（仮申請書）	建設住宅性能評価書の写し																
d	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書	既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類																

○「受贈者の居住」に関する事項

9	<p>【平成 27 年 3 月 15 日までに居住した人】</p> <p>○ 受贈者の住民票の写し (注) 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限り。</p>	<p>【平成 27 年 3 月 15 日までに居住していない人】</p> <p>① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類</p> <p>② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類</p>	<input type="checkbox"/>
---	--	--	--------------------------

◎ その他に必要な添付書類

11	○ 相続時精算課税選択届出書	<input type="checkbox"/>
12	○ 受贈者の戸籍の附票の写しなどで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	<input type="checkbox"/>
13	○ 贈与者の住民票の写しなどで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	<input type="checkbox"/>
14	○ 贈与者の戸籍の附票の写しなどで、贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 (注) 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	<input type="checkbox"/>